

加須市告示第152号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、地域計画の案について意見があるときは、縦覧期間中に加須市に対し意見書を提出することができる。

令和8年5月13日

加須市長 高橋 稔 裕



1 地域計画を変更する地域

(1) 加須地域第1地区

(2) 加須地域第2地区

(3) 加須地域第3地区

2 地域計画の案の縦覧期間

令和8年5月13日から同月27日まで

3 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

加須市三俣二丁目1番地1

加須市役所 経済部農業振興課